

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用 を受ける工事の契約事務の取扱いについて

平成 14 年 5 月 21 日 財政局理事決裁
(平成 14 年 11 月 8 日 一部改正)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)の適用を受ける工事の契約事務の取扱いについて、下記のとおり定める。

記

1 対象工事の判定

- (1) 工事の発注をする課(以下「工事担当課」という。)は、建設リサイクル法の対象となる工事については、札幌市内部委員会等に関する規程(昭和 57 年訓令第 11 号)別表 1 に定める札幌市工事等被指名者選考委員会(以下「指名委員会」という。)に付議するために作成する業者調書の右上余白欄に建設リサイクル法の対象工事であることを明記し、財政局管財部契約管理課(以下「契約管理課」という。)に提出する。
- (2) 特命随意契約において、上記(1)に該当する場合は、特命工事業者選定調書の右上余白欄に建設リサイクル法の対象工事であることを明記し、契約管理課又は各区総務企画課(以下「契約担当課」という。)に提出する。

2 特記仕様書の追記

建設リサイクル法の対象となる工事については、特記仕様書に「本工事は建設リサイクル法が適用される。」旨を追記する。

3 指名業者選考調書の追記

契約管理課は指名委員会に提案案件を付議する際、指名業者選考調書(案)の備考欄に「リサイクル法対象案件」と追記する。

4 指名通知書等の追記

- (1) 契約管理課は、一般競争入札及び制限付一般競争入札については、入札公告時に「この工事は建設リサイクル法第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事である。」と追記するとともに、参加資格確認通知書に「工事入札参加予定の皆様へ」(様式 1。以下「周知文」という。)を添付する。
- (2) 契約担当課は、公募型指名競争入札及び指名競争入札等については、指名通知書等に「この工事は建設リサイクル法第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事である。」と追記するとともに、周知文を添付する。

5 入札

- (1) 入札執行者は、落札業者に対して、解体工事費等の協議を行なう旨を口頭で指示する。

- (2) 対象工事であっても、建築物修繕・模様替（リフォーム等）及びその他工作物に関する工事については、入札の結果、請負金額が建設リサイクル法施行令（平成12年政令第495号）に定める金額を下回った場合は、対象外となるので留意する。
- (3) 合併工事及び特命随契による付帯工事については、請負金額が建設リサイクル法施行令に定める金額を下回る工事であっても、本体工事と密接な関連を有していることから、本体工事との均衡を考慮し、本体工事が対象工事である場合は、対象工事として取り扱う。

6 協議

- (1) 落札業者は、上記5(1)の指示を受けた後、工事担当課の担当係長（以下「工事担当係長」という。）に対して、解体等の計画について説明し、協議を行う。
- (2) 協議にあたり、工事担当係長は、落札業者が确实・適正に分別解体等及び再資源化等を行なうように計画しているかを判断する。
- (3) 協議が成立した場合、落札業者は、「契約書別紙」（様式2）を工事担当係長に提出する。
- (4) 上記(3)の提出を受けた工事担当係長は、様式2右下を参考とし、「課名 職名」を記入のうえ、課の受付印を押印する。
- (5) 工事請負及び業務委託契約事務の基本方針（昭和47年3月22日助役決裁）第5条により、契約書の提出期限は、落札決定の日から5日以内となっており、工事担当係長が不在の場合は、上記(1)から(4)の事務は、代決者が行う。

7 契約

- (1) 上記6の協議が終了した後、落札者は直ちに、契約担当課に建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）を提出し、契約を締結する。
この際、受付印を押印した原本は、札幌市に提出する契約書に添付し、落札業者が所有する契約書には写しを添付するものとする。
- (2) 別紙2が添付される工事については、契約書に「 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」と追記する。

8 設計変更

- (1) 対象工事について、現場条件や数量の変更等があった場合は積算時の考えに基づき設計変更を行なう。ただし、建設リサイクル法対象部分の変更がない場合は、下記(2)から(4)の手続きは不要とし、当初、建設リサイクル法対象外の工事が、設計変更により、対象工事となった場合には、下記(2)から(4)の手続きを行なう。
- (2) 工事担当課は、上記(1)の手続きを行なう必要がある設計変更については、札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）様式12「措置必要事項報告書」にその旨を明記する。
- (3) 契約担当課は、設計変更の通知に対象部分の変更がある旨を明記する。
- (4) 設計変更に係る協議及び請書の取り交わしは、上記6及び7の規定を準用する。

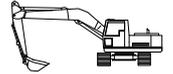
9 その他

この取扱いの運用について必要な事項は、財政局管財部長と財政局工事監査室長が協議して定める。

10 適用年月日

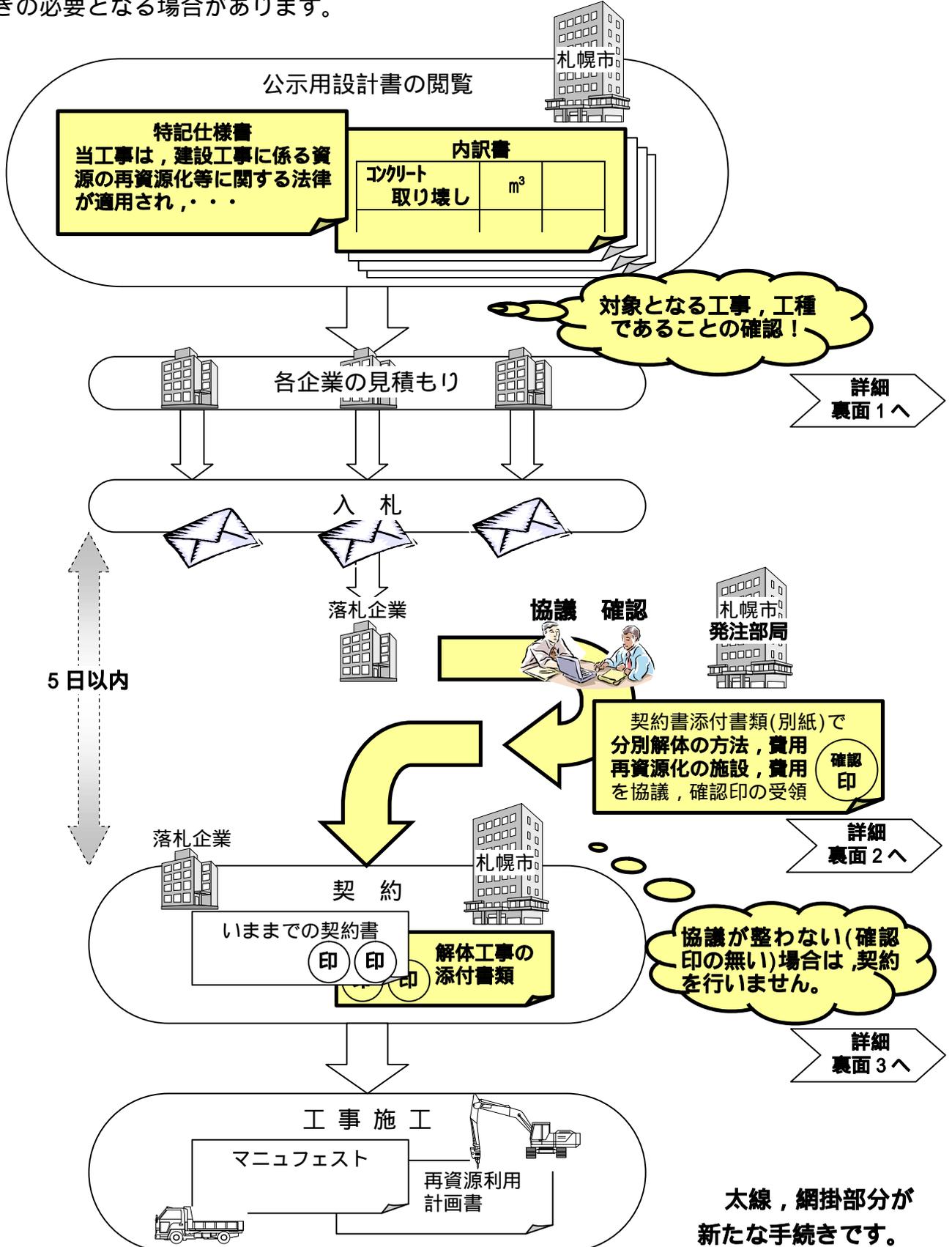
この取扱いは、平成 14 年 5 月 30 日以降に契約を締結する建設工事から適用する。

工事入札参加予定の皆様へ



「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成14年5月30日に施行になり、建設工事での分別解体と再資源化が義務付けられました。

札幌市発注の工事についても、この内容を契約書に明記することとなり、落札者があらたな手続きの必要となる場合があります。



「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) 手続きの詳細

1 対象となるもの

対象建設工事

建築物の解体	のべ床面積	80m ² 以上
建築物の新築・増築	のべ床面積	500m ² 以上
建築物の修繕・模様替	請負金額	1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額	500万円以上

分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

コンクリート (コンクリート, コンクリート及び鉄からなる建設資材を総称してコンクリートとします)	2次製品も含む全てのコンクリート モルタル, セメントペーストは含みません
木材	樹木, 伐採材, 除根材等の生木, 型枠, 足場材等のリース材は含みません
アスファルトコンクリート	防水用アスファルト, ストレートアスファルトは含みません

数量の多少にかかわらず, これらの解体が対象となります。

2 協議の内容

a) 解体工事に要する費用

コンクリート, 木材, アスファルトコンクリートの取壊し(舗装は切断含む), 積込み費用を記入します。

直接工事費とし, 解体に伴う仮設費及び運搬費は含みません。

b) 再資源化等に要する費用

コンクリート, 木材, アスファルトコンクリートの運搬, 処分費用(舗装版は処分費無し)を記入します。

c) 解体の方法

「人力」、「機械」、「人力・機械併用」を記入します。

d) 再資源化をする施設の名称及び所在地

特記仕様書に定める施設を使用することを記入します。

右の(別紙)により作成した書面を契約書に添付して, 契約を締結します。

なお, 札幌市提出分には原本を, 自社分には写しを添付してください。

(別紙)

1. 解体工事に要する費用(直接工事費: 但し解体に伴う仮設費及び運搬費は含まない)

_____, 000円(税抜き)

2. 再資源化等に要する費用(直接工事費: 処理費, 運搬費等)

_____, 000円(税抜き)

3. 分別解体の方法

内 訳	分別解体の方法		
	人力	機械	人力・機械併用
	人力	機械	人力・機械併用
	人力	機械	人力・機械併用

4. 再資源化をする施設の名称及び所在地

記入例 「特記仕様書に明記されている施設とする。」

協 議 済
課 係長 【課受付印】

3 協議の成立

発注部局の係長の確認をもって協議の成立となります。なお, 解体, 再資源化に係る経費が著しく低いなど, 適正な処理が望めない場合は, 契約の締結を行わないこととなります。

【お問合せ先】各施行担当課

(別 紙)

1 . 解体工事に要する費用 (直接工事費、但し解体に伴う仮設費及び運搬費は含まない)

_____ , 0 0 0 円 (税抜き)

2 . 再資源化等に要する費用 (直接工事費 , 処分費 , 運搬費等)

_____ , 0 0 0 円 (税抜き)

3 . 分別解体の方法

内 訳	分別解体の方法		
	人力	機械	人力・機械併用
	人力	機械	人力・機械併用
	人力	機械	人力・機械併用

4 . 再資源化をする施設の名称及び所在地

特記仕様書に明記されている施設とする。

協 議 済

課

係長

受付
印